第5次行田市役所 地球温暖化対策実行計画

令和5年3月

行 田 市

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1-1	計画の背景	1
1-2	計画の目的	2
1-3	適用範囲	4
1-4	対象とする温室効果ガス	6
1-5	計画期間及び基準年度	6
第2章	取組成果と温室効果ガス排出特性	7
2-1	令和3年度の温室効果ガス排出量	7
2-2	二酸化炭素(CO2)の排出特性	8
2-3	行田市役所の温室効果ガス排出量の推移	10
第3章	温室効果ガスの排出削減目標	
3-1	取組状況	11
3-2	削減目標と基本方針	12
第4章	温室効果ガス排出量削減のための取組	13
4-1	物やサービスの購入・使用に関する取組	13
4-2	施設の建築・管理などに関する取組	17
4-3	その他の事業・事務に関する取組	20
第5章	計画の推進方策	21
5-1	推進・点検体制の整備	21
5-2	職員研修の推進	22
5-3	計画の点検・評価の方法	22
資料編		23
資料1	様式集	24
資料2	策定体制	26
資料3	用語解説	29

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の背景

(1)地球温暖化問題

地球温暖化は、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がこれまでのバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

気温の上昇による地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、ゲリラ豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなど熱帯性の感染症発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

(2) 国際的な動きと日本の対応

国際社会の動きとして、令和3年8月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の「第6次評価報告書第1作業部会報告書」では、人間の影響が大気、海洋及び 陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない、と初めて断定しました。また、産業革命 前からの世界平均気温の上昇は既に約1℃であり、今後20年のうちに1.5℃上昇する可能 性があると指摘しています。

令和3年11月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求することを決意する、との成果文書を採択しました。

日本では、令和2年(2020年)10月に令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「カーボンニュートラル(=脱炭素)社会」の実現を目指すことを宣言しました。また、令和3年(2021年)5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現を旨とする基本理念が明記されました。

そして、令和3年(2021年)10月に「第6次エネルギー基本計画」及び「地球温暖 化対策計画」が閣議決定され、平成25年度(2013年度)比の令和12年度(2030年度)温室効果ガス46%削減目標及びそれに向けた対策・施策が示されました。

また、同年 10月 22日には「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)において、平成 25 年度(2013年度)比の令和 12年度(2030年度)温室効果ガス50%削減を目標とすることが明記されました。

令和4年12月22日には「GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実

行会議決定)」において、GX(GreenTransformation=産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換すること)についての基本方針が示されました。

(3) 行田市の取組

行田市では、平成 14 年 3 月に行田市環境基本条例を制定し、環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにしました。

その後、平成16年3月に行田市環境基本計画を、平成17年3月に行田市環境基本計画実行計画、平成18年3月に行田市環境基本計画配慮指針を策定し、この条例の基本理念に基づいた施策を実施してきたところです。

平成 26 年 3 月には社会情勢の変化に伴い、第 2 次行田市環境基本計画と第 2 次行田市環境基本計画実行計画(前期)を、平成 31 年 3 月には第 2 次行田市環境基本計画実行計画(後期)を策定し、「環境負荷の低減による循環型社会の形成」、「省エネ・創エネによるエコタウンの創出」などを基本目標とし、環境基本計画の着実な推進に向けた取組を進めています。

これらの各種計画に対して、市役所内の地球温暖化対策を具体化するため、平成 14年3月に行田市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、平成 20年3月に行田市役所地球温暖化対策実行計画【改訂版】、平成 25年3月に第3次行田市役所地球温暖化対策実行計画、平成30年3月には第4次行田市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化対策に向けた取組を進めてきました。

また、令和3年3月には第6次行田市総合振興計画を策定し、自然と共生するまちをつくるための取組を進めています。

そして、令和 4 年 1 月には市民・事業者・行政が一体となり、2050 年までに二酸化 炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。 具体的には、省エネルギーの推進、創エネルギーの普及促進、ゼロカーボン・ドライブの 普及、自然環境の保全の 4 つに取り組むこととしています。

1-2 計画の目的

「第5次行田市役所地球温暖化対策実行計画」(以下、「本計画」という。)は、市の事務・事業に関し、「政府実行計画(令和3年10月22日閣議決定)」及び「GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)」を踏まえ、①太陽光発電設備を設置するための改修事業、②ZEB基準相当に適合させるための改修事業、③省エネルギー基準に適合させるための改修事業、④LED照明の導入のための改修事業を中心に、「ゼロカーボンシティ」で宣言した、省エネルギーの推進、創エネルギーの普及促進、ゼロカーボン・ドライブの普及、自然環境の保全に取り組み、温室効果ガス排出量を削減し、地球温

暖化対策の推進を図ることを目的としています。

また、行田市環境基本計画に掲げた施策の一つである「市による省エネルギー率先行動」 を推進していくために必要な項目を示す役割を持っています。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定される「地方公 共団体実行計画」として位置づけられます。

地球温暖化対策の推進に関する法律(第21条抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

1-3 適用範囲

(1)対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象は、「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政上の事務・事業すべてとなります。

なお、国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体の事務及び事業には、庁舎等におけるもののみならず、廃棄物処理、上下水道、公営交通、公立学校、公立病院等も含まれると規定しています。また、外部への委託等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出削減等の措置を講ずるよう要請するとされています。

下記の対象とする組織、施設等の範囲は令和5年4月1日現在(予定)のものですが、計画期間中に追加や廃止された場合は、順次更新します。

(2) 対象とする組織、施設等の範囲

組織名	関連施設
企画政策課	
秘書課	
財政課	
広報広聴課	
財産管理課	市役所、庁用バス車庫(緑町)、シルバー人材センター、緑町倉庫
情報政策課	
総務課	
人事課	
税務課	
人権推進課	地域交流センター、南河原隣保館
契約検査課	
市民課	斎場
地域活動推進課	コミュニティセンターみずしろ、コミュニティセンターみずしろ分館、コミュニティセ ンター南河原
危機管理課	犬塚倉庫
交通対策課	富士見児童交通公園
南河原支所	南河原支所
男女共同参画推進 センター	男女共同参画推進センター
環境課	環境課事務所、環境センター、粗大ごみ処理場
商工観光課	商工センター、行田市観光案内所、バスターミナル観光案内所
農政課	
福祉課	総合福祉会館、旧障害者福祉センター
子ども未来課	長野・持田・南河原保育園、児童センター、忍・西第一・西第二・東第一・東第二・北第 ー・北第二・さくら第一・さくら第二・南第一・南第二・太田西・埼玉・南河原・下忍・ 泉太井・見沼・みずしろ学童保育室
高齢者福祉課	老人福祉センター大堰永寿荘、南河原荘、旧南河原村社会福祉協議会
地域共生社会推進 室	
保険年金課	

健康づくり課	保健センター
都市計画課	水城公園(忍城址含む)、二子山公園、天神公園、行田市総合公園、鶴土井公園、古代蓮の里、見沼元圦公園、見沼公園、富士見公園、武蔵公園、城西公園、門井中央公園、棚田中央公園、棚田砂原公園、深水公園、清水町公園、中斉公園、長野中央公園、上式公園、堀の内公園、つきみちした公園、つるまき公園、砂畑公園、字前公園、太子公園、中央児童公園、田幡公園、馬見塚公園、八坂公園、八幡山公園
建築開発課	
下水道課	東谷・棚田・谷郷・緑町・城西ポンプ場
上下水道経営課	水道庁舎
水道課	向町・南河原浄水場、西部・北部・東部配水場
管理課	須加中郷水防倉庫、須加舟戸水防倉庫、下中条水防倉庫、酒巻水防倉庫
道路治水課	谷郷北裏排水機場、上荒井排水機場、行田市駅公衆トイレ、行田駅エレベーター・トイレ
営繕課	荒井住宅、旭町住宅、佐間住宅、斎条住宅、小橋住宅、竹の花住宅、中斉住宅、荒木住宅、勝呂住宅、東住宅、新屋敷住宅、町住宅、曲目第一住宅、曲目第二住宅、諏訪宮住宅、北部住宅、向町特設住宅
会計課	
消防本部	消防署本署、西分署、旧南分署、北分署、西部警備隊、北部警備隊、南部警備隊、東部警備隊、団本部第1警備隊、団本部第2警備隊、機動第1分団、機動第2分団、中央第1分団、中央第2分団、団本部指揮班及び中央第3分団、西部第4分団、西部第5分団、南部第6分団、南部第7分団、北部第8分団、北部第9分団、北部第10分団、東部第11分団、北部第12分団、消防団倉庫(旧南河原村消防団第5分団詰所)
教育総務課	東小・西小・南小・北小・埼玉小・下忍小・泉小 桜ヶ丘小・南河原小・忍小・見沼小・太田小 忍中・行田中・長野中・見沼中・埼玉中・太田中・西中・南河原中
教育指導課	
学校給食センター	学校給食センター
教育支援センター	教育支援センター、教育支援センター下忍分室、旧星宮小学校
生涯学習スポーツ 課	産業文化会館、はにわの館、下須戸・小見・片原・須加集会所、総合体育館、市民プール、門井球場、旧北河原小学校、旧須加小学校
文化財保護課	埋蔵文化財センター、南河原石塔婆覆屋、旧忍町信用組合店舗
教育文化センター、 中央公民館	忍行田・佐間・長野・星河・持田・荒木・須加・北河原・埼玉・星宮・太井・下忍・太田・ 南河原・桜ヶ丘公民館、地域文化センター、教育文化センター
図書館	図書館
郷土博物館	郷土博物館
議会事務局	
選挙管理委員会	
監查委員事務局	
農業委員会事務局	

令和5年4月1日現在(予定)

1-4 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条で定めている 7 種類のうち、本市事務・事業において排出することが想定される二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の 4 種類とします。

温室効果ガス	の種類と主な発生源
皿土別木パハ	が は な な な れ は は な な れ は な な れ な は な な れ な な れ な な れ な な

	ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
	二酸化炭素	燃料の燃焼や電気の供給に伴い発生す	エネルギー利用効率の向上やラ
	(CO_2)	る。	イフスタイルの見直しなど。
= ⊥	メタン	稲作、家畜の腸内発酵、燃料の燃焼、	飼料の改良、糞尿の処理方法の
計画	(CH_4)	廃棄物の埋め立てなどから発生する。	改善、埋立量の削減など。
画の	一酸化二窒素	燃料の燃焼に伴い発生。工業プロセス	高温燃焼、触媒の改良など。
対	(N_2O)	や農業からも発生する。	向温燃焼、
象	ハイドロフル	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコ	
3	オロカーボン	ンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使	回収、再利用、破壊の推進、代替
	カロカーホフ (HFC)	用され、使用時や破損時などに放出され	物質、技術への転換など。
	(HFC)	る。	

1-5 計画期間及び基準年度

本計画の期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。また、基準年度は、 平成25(2013)年度とします(第4次行田市地球温暖化対策実行計画での基準年度は平成 28年度でしたが、国が基準年度を平成25年度とし、令和12年度までに温室効果ガス50% 削減をかかげていることから、本計画の基準年度を見直しました)。なお、社会情勢の変化、技 術の進歩、点検の結果などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

第2章 取組成果と温室効果ガス排出特性

2-1 令和3年度の温室効果ガス排出量

令和3年度の行田市役所における温室効果ガス排出量は、6,885.4t-CO2でした。

温室効果ガス排出量(令和3年度)

行田市役所排出量	6,885.4t-CO ₂
----------	--------------------------

また、ガスの内訳をみると、下記の表のように二酸化炭素(CO₂)が全体の 99.8%以上を 占めています。

温室効果ガス排出量のガス別内訳(令和3年度)

ガスの種類	排出量(t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素(CO ₂)	6,872.4	99.811
メタン (CH ₄)	1.8	0.026
一酸化二窒素(N ₂ O)	3.9	0.056
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	7.3	0.106
合計	6,885.4	100.000

2-2 二酸化炭素(CO₂)の排出特性

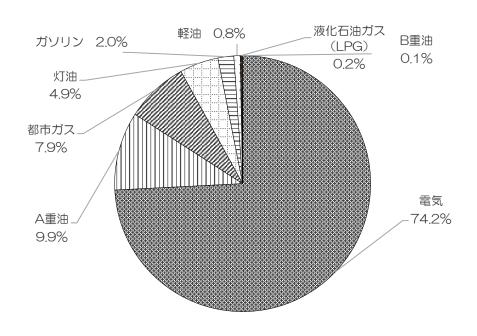
(1) 発生源別内訳

二酸化炭素(CO₂)排出量を発生源別にみてみると、電気が最も多く(74.2%)、A 重油(9.9%)、都市ガス(7.9%)と続いています。

二酸化炭素(CO₂)の発生源別内訳(令和3年度)

発生源	排出量(t)	割合 (%)
電気	5,096.0	74.2
A 重油	677.9	9.9
都市ガス	543.5	7.9
灯油	340.1	4.9
ガソリン	140.0	2.0
軽油	55.0	0.8
液化石油ガス(LPG)	14.6	0.2
B重油	5.3	0.1
合計	6,872.4	100.0

※「排出量」の合計の値は、四捨五入を行っているため、合計値が一致しない場合があります。



(2) 施設・組織別内訳

本計画の基準年度(平成 25 年度)における二酸化炭素(CO₂)排出量の上位 10 施設・組織は、「水道課(浄水場等含む)」、「学校給食センター」「教育総務課(小中学校含む)」、「中央公民館・教育文化センター」、「本庁舎」、「環境センター」、「社会福祉協議会(総合福祉会館)」、「総合体育館」、「下水道課(ポンプ場等含む)」、「産業文化会館」であり、これらの施設・組織で全体排出量の約 78%を占めていました。これらの施設・組織の平成25年度と令和3年度の二酸化炭素排出量の比較は以下のとおりです。

二酸化炭素(CO₂)排出量の施設・組織別内訳(t)

施設・組織	平成 25年度排出量	令和3年度排出量	増減
水道課(浄水場等含む)	1,869.2	1,751.9	-117.3
学校給食センター	703.0	618.1	-84.9
教育総務課(小中学校含む)	702.1	1,022.4	+320.3
中央公民館・教育文化センター	459.9	391.0	-68.9
本庁舎	415.6	436.3	+20.7
環境センター	362.0	153.9	-208.1
社会福祉協議会(総合福祉会館)	326.9	341.9	+15.0
総合体育館	323.0	282.3	-40.7
下水道課(ポンプ場等含む)	295.7	272.3	-23.4
産業文化会館	198.5	152.4	-46.1
上記 10 施設・組織の合計	5,655.9	5,422.5	-233.4
その他施設の合計	1,592.4	1,449.9	-142.5
全施設の合計	7,248.3	6,872.4	-375.9

^{※「}排出量」の合計の値は、四捨五入を行っているため、合計値が一致しない場合があります。

令和3年度の二酸化炭素(CO₂)排出量は、平成25年度から375.9t減少しています。排出量上位の10施設・組織については、233.4tの排出量削減が図られ、それ以外の施設・組織については、142.5tの削減となりました。

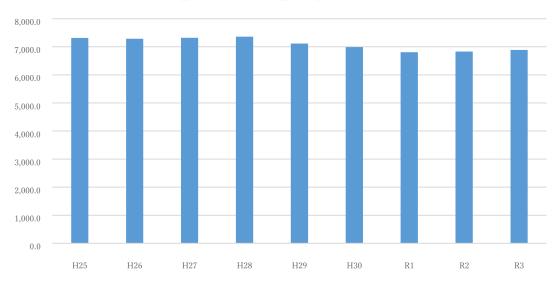
2-3 行田市役所の温室効果ガス排出量の推移

行田市役所における温室効果ガス排出量は、平成25年度以降、増減を繰り返しながらここ数年はほぼ一定量で推移しています。

行田市役所における温室効果ガス排出量の推移(t-CO₂)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
7,314.8	7,287.6	7,318.4	7,358.4	7,116.4	6,990.3	6,809.6
令和 2 年度	令和3年度					
6,830.6	6,885.4					

温室効果ガス排出量の推移(t-CO2)



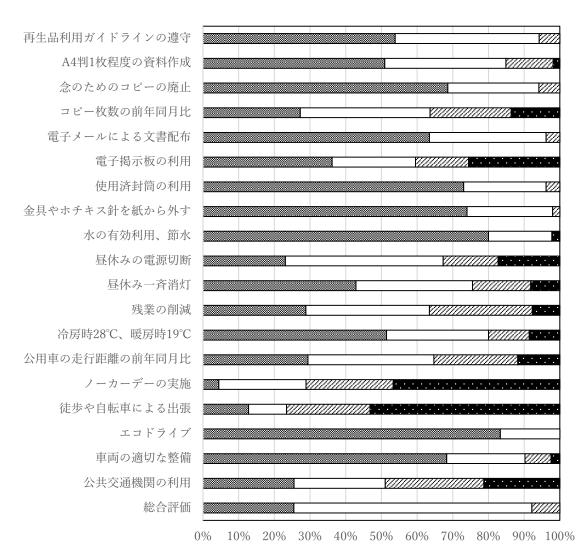
第3章 温室効果ガスの排出削減目標

3-1 取組状況

行田市役所では、温室効果ガス排出量削減のために定めた 19 の取組について、実施できたかを判定するチェックリストを各組織に配布し、取組の徹底を図ってきました。

取組状況のチェック結果は以下のとおりです。19項目中、10項目については、過半数の組織が「概ね実施した」と回答しました。しかし、「ノーカーデーの実施」、「徒歩や自転車による出張」といった車の利用に関する取組については実施率が低く、課題が残ります。

温暖化対策の取組状況のチェック結果(令和3年度)



■概ね実施した □実施した割合が多い □たまに実施した ■ほとんど実施できなかった

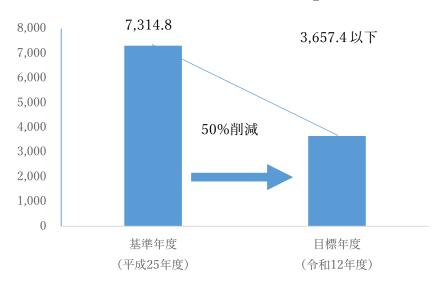
3-2 削減目標と基本方針

本計画の削減目標は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」に基づき、令和 12 年度(2030 年度) における行田市事務事業から排出される温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比、 50%削減とします。

温室効果ガス削減目標

基準値	目標値
基準年度	目標年度
	50%削減
7,314.8t-CO ₂	【=3,657.4t-CO₂以下】
平成 25 年度	令和 12 年度
(2013年度)	(2030年度)

削減目標設定イメージ(t-CO₂)



上記の削減目標を達成するための基本方針は、以下のとおりです。

【基本方針】

- 温室効果ガス排出量削減のための取組を徹底します。
- •施設の老朽化に伴う設備の更新時には、省エネルギー設備を導入します。

第4章 温室効果ガス排出量削減のための取組

本計画で掲げた目標(第3章参照)を達成するために、第4次実行計画で定めた取組を引き続き実施しながら、第2次行田市環境基本計画、第2次行田市環境基本計画実行計画(後期)(平成31年3月策定)で定めた取組なども合わせて行っていきます。

4-1 物やサービスの購入・使用に関する取組

(1)物・サービス購入時の取組

- 1) グリーン購入・環境配慮契約の実施
 - ・無駄な物品を購入しないようにします。
 - ・エコマークやグリーンマークなどのついた製品を購入し、製品の使用・廃棄の段階に おいて環境汚染を引き起こすことのないようにします。
 - ・特定調達品目をもとに、グリーン購入・調達を行います。
 - 環境配慮契約法に基づく基本方針に則した契約を推進します。
 - ・パソコン、プリンター、コピー機などの OA 機器の購入にあたっては、「国際エネルギースタープログラム」の適合製品を優先的に購入します。その他の電気製品についても、電力消費のより少ない機器を優先的に購入します。
 - 自動販売機の設置は、利用状況に応じて必要最小限の台数とします。
 - ・設置される自動販売機はエネルギー消費の少ないものとし、飲料容器などのリサイク ルに配慮します。

2) 公用車の調達

- ・公用車の購入にあたっては、可能な限り「九都県市指定低公害車」の中から選択します。また「埼玉県地球温暖化対策推進条例第25条第2項の規定に基づき知事が定める低燃費車の基準」を達成した車両を優先的に検討します。
- 使用頻度の低い車両は更新せず、保有台数を削減します。
- ・公用車については、電気自動車などの次世代自動車の保有割合を増やします。

3) 紙製品等の購入・使用

- 事務用紙製品などは、総合評価指標に基づき、評価の高いものを購入します。
- ・使用後にリサイクルが可能な製品(プラスチックやビニールなどで表面加工や特殊加工していないもの)を購入します。

4) 廃棄物の発生抑制

- ・耐久性が高く、修理により長期間利用できる製品を優先的に購入します。
- 容器や包装が使い捨ての製品は購入しません。

- プリンターやトナーカートリッジなどの消耗品は、ケースなどが繰り返し使用できる ものを優先的に購入します。
- ・ 再生品を優先的に購入します。
- ・ 包装の簡易な製品を優先的に購入します。
- 購入する製品や商品の包装は、できる限り簡易包装を求めます。
- ・使用後に分解して、部品の再利用や素材のリサイクルがしやすいように設計された製品を優先的に購入します。

5) 汚染物質の排出抑制

- ・冷蔵庫の購入にあたっては、ノンフロン冷蔵庫を購入します。
- ・空調、暖房などは、機器の適切な維持管理に努めます。
- 塩化ビニールの使用は、ダイオキシン類生成の可能性が高いことから、代替品が入手 可能なものは、塩化ビニールを含まない製品を購入します。

(2)物・サービス使用時の取組

1) 電気

①OA 機器などの使用

- 電力を消費する機器を使用しないときは、機器の機能に重大な支障を及ぼさない限り、こまめに電源を切ります。昼休みのコピー機、プリンターなどは電源を切ります。
- 多くの待機電力を消費する機器を1時間以上使用しない場合は、コンセントからプラグを抜きます。
- 最終使用者は、OA 機器の電源を切ります。最終退庁者は、機器の電源が切れていることを確認します。
- 帰宅する際には、パソコンのアダプターをコンセントから抜くなど、省エネルギー に努めます。
- 近い階への移動は階段を利用します。

②照明の使用

- ・
 昼休みは一斉消灯に努めます。
- 給湯室やトイレなどの不要な照明は、こまめに消灯します。その他の室内において も、直射日光による夏季の室温上昇を避けうる範囲で自然採光に努め、照明は消灯 します。
- 事務の見直し、効率的な執行などにより残業を削減します。
- ・残業時は、事務に支障のない範囲で、事務室内の消灯を徹底します。

③電気使用量削減設備

・ 電気使用量削減設備の導入を検討します。

2) 燃料(電気・ガス)

- ・室内温度は、冷房時 28℃、暖房時 19℃を目安とします。
- 夏季は、緑のカーテンやブラインドなどにより日射を遮るとともに、冬季においては 自然光を積極的に取り入れ、室温を調節します。
- 二重ガラスや気泡緩衝材の利用で、室温を一定化します。

3)燃料(A重油)

• A 重油の使用は、前年以下となるよう機器の適正管理に努めます。

4)燃料(ガソリン)

①自動車使用の削減

- ・公用車の走行距離は、前年以下となるよう努めます。
- ・ノーカーデーを設け、ノーカーデーは業務上支障がある場合を除き、原則として公用車を使用しません。
- 近くの用務地には、徒歩や自転車で出張します。
- ・ 自転車を積極的に活用します。
- 市で開催する会議の回数を最小限となるように努め、開催場所を工夫し、自動車使用を削減します。
- 外出はまとめて行う、相乗りに努めるなど、自動車使用を削減します。

②運行•整備

- •「エコドライブ 10 のすすめ」を参考に、エコドライブに努めます。
- ・自動車での出張は、ハイブリッドカーなどの燃費の良い車種を利用します。

③公共交通機関の利用

・ 出張時は、公共交通機関を利用するよう努めます。

④郵便・宅配便・メールの利用

・書類や小包などを発送するときは、小口配送とならないよう、できる限りまとめて 発送します。

5) 用紙類

- ①文書・資料の作成
 - ・文書・資料は、簡潔に作成します。

②コピーの使用

- ミスコピーをしないように留意します。
- 念のためのコピーを見合わせます。
- ・両面印刷・両面コピーに努めます。

- 個人情報などの記載されていないミスコピー用紙の裏面については、メモ用紙など として再利用します。
- コピー枚数は、前月、前年同月以下となるよう努めます。

③ペーパーレスの徹底

- ・庁内 LAN を活用し、文書の配布を電子メールで行うよう努めます。
- 電子情報による文書・資料の共有化を進め、紙に依存しない体制を作ります。
- ・パソコン、大型モニター等を活用し、紙を使わない会議ができる環境を整備します。

④刊行物などの作成・委託

- ・用紙については、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」の基本方針の判断の基準に適合したものを使用します。
- リサイクルのため、刊行物の表紙には表面加工をしません。
- ・表面塗工(コーティング)の少ない用紙を使用します。
- 再生紙により作成する刊行物には、3R活動推進フォーラムが策定した「再生紙使用(R)マーク」を表示します。
- ・印刷インキについては、環境配慮型のインキ(大豆油インキ、アロマフリーインキ)を使用し、印刷物にはその旨を表示します。
- ・ 必要最小限の部数を作成します。

⑤紙製品のリサイクル

- ・ 紙製品の再利用に努めます。
- 使用済みの封筒は、課内回覧用、庁内連絡用、書類整理用などとして利用します。
- 紙製品がリサイクルしやすいよう、できる限り針なしホッチキスを使用し、金具やホッチキス針を外します。

6) 水の使用

• 水の有効利用を図るとともに、節水に努めます。

(3)廃棄時の取組

- 1)物品の使用・管理
 - ・備品類、機器類は、修理・補修により長期間使用します。
 - 不要になった備品類は、他の課所で再使用するように努めます。

2) 物品の廃棄

①廃棄物の管理

- ・公用車や備品類、機器類を廃棄する場合は、最終処分までの廃棄物の処理方法の確認など、廃棄物排出者として必要な措置を講じます。
- 調理くずや食べ残したものなどの排水への混入を防止します。
- ②4R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ)の促進

- ・金属、紙などのごみの分別を徹底します。
- ・紙製品がリサイクルしやすいよう、できる限り針なしホッチキスを使用し、金具やホッチキス針を外します。
- トナーカートリッジの回収をします。
- 廃棄時や使用中止時に、多くの部品がリサイクルされるように配慮します。
- ・資源回収品目を拡大します。
- ・公共施設利用者にごみ分別の啓発を行います。
- ・廃食用油の再利用を推進します。

③フロンの処理

- ・フロン回収率 100%、代替フロン回収率 100%を目指します。
- ・フロンなどのオゾン層破壊物質が使用されているエアコン、カーエアコンなどを廃棄する場合には、適切に処理できる事業者に処分を依頼します。

4-2 施設の建築・管理などに関する取組

(1)設計・施工段階の取組

- 1)建物の設計・施工
 - 用途変更や間仕切り変更などが可能な設計とします。
 - ・メンテナンスしやすい構造・工法とします。
 - 長く使用できる材料を使用します。
 - ・新築、改築の際には、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化や BEMS(ビルエネルギー管理システム)の導入を検討します。

2)緑化の推進

- 既存緑地の保全を図ります。
- 地域の緑化のシンボルとして、公共施設の緑化を積極的に進めます。

3) 温室効果ガス排出の少ない設備の導入

- 重油を燃料とする設備を導入しません。
- ・都市ガスを使用する設備は、効率の良い機器を導入します。
- ・空調設備などは、フロンを使用しない設備を導入します。
- ・灯油、LPG、LNGを使用する設備は、効率の良い設備を導入します。
- 工事車両の運行時間、台数などの工夫を業者に指導します。

4) 水の有効利用

- ・ 節水機器 (節水便器、疑似音装置など)を導入します。
- 雨水利用システムを導入します。

5) 公共施設での自然エネルギーの活用

- 心地よい風を建物内に取り入れることにより、快適な室内環境を維持します。
- ・自然光を取り入れ、室内の光環境を維持します。
- 夏季は、緑のカーテンやブラインドなどにより日射を遮るとともに、冬季においては 自然光を積極的に取り入れ、室温を調節します。

6) 再生可能エネルギーの活用

• 屋上などに太陽光発電設備を最大限設置し、建物の電源に使用するなど、再生可能エネルギーの活用を図ります。

7) 断熱性の向上

- ・屋根、外壁、床の断熱化に配慮します。
- ・ 開口部の断熱化と気密化に配慮します。

8) 省エネルギー型建築設備の導入

・空調設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機、その他の電気機器は、省エネルギー効果の高い機器、システムを導入します。

9) エコマテリアルの使用

・ 熱帯林保全の観点から、非木材型枠などの使用を促進します。

(2)管理段階の取組

- 1)建物の緑化
 - ・敷地内緑化を進めるほか、ベランダ、屋内などの緑化を推進します。

2) エレベーターの管理

近い階への移動は階段を利用します。

3) 照明の管理

- ・照明機器の LED 化を推進します。
- ・屋内照明は、自然光を取り入れるとともに、不要となった照明はゾーニングにより消 灯します。また、自動消灯の導入を検討します。
- ・屋外照明は、安全の確保に支障のない範囲で消灯、ライトダウンします。

4)空調設備の管理

- ・室内温度は、冷房時 28℃、暖房時 19℃を目安とします。
- ・ 熱効率の良い機器への更新を進めます。

5) 水の管理

• 節水機器、雨水利用設備、排水再利用設備を導入し、水道使用量を低減します。

6) 代替フロンなどの管理

・代替フロンなどが漏れることがないよう、定期的に設備の点検を行います。

7) 施設の修理

• 冷暖房の効率化を図るために、施設の修繕を図ります。

(3)修理・解体段階の取組

- 1)施設・設備の改修
 - ・施設の改修にあたっては、ZEB 化や BEMS の導入を検討するなど、省エネルギー効果の高い新技術や再生可能エネルギーの活用を推進します。
 - ・施設の特性や立地状況、費用対効果等を踏まえた上で、公共施設の屋上や市有地など 未利用部分の活用による太陽光発電設備の設置を図ります。
 - ・施設の改修や更新の際は、高効率空調設備や LED 照明器具などの省エネルギー効果 の高い設備の導入を図ります。

2) フロン、代替フロンなどの回収

- ・定期点検、修理、解体時にフロン、代替フロンなどが漏れないよう、取り扱いに留意 します。
- 設備の廃棄時は、適切に処理が行われるよう配慮します。

3) 廃棄物の減量

- ・処理方法について確認します。
- 建築物の設計にあたっては、リサイクルを考慮します。
- ・廃棄にあたっては、再資源利用書の提出を業者に求めます。
- ・建設廃棄物は、分別排出を徹底します。
- 建設廃棄物を分別回収し、再利用、再資源化を進めます。
- マイボトルの利用を促進し、ペットボトル等のプラスチックごみを削減します。
- フードドライブ開催等によりごみの減量化を促進します。

4-3 その他の事業・事務に関する取組

(1) 職員の環境保全意識の普及・啓発

- ・職員の環境保全意識の高揚に努めます。
- ・講演会、シンポジウムなどで使用する資料は、環境に配慮したものとするなど、行事全体が環境に配慮した内容となるよう努めます。また、共催、後援などの場合も、その旨の協力を求めます。

(2) 学校における環境教育の推進

- ・ 生徒の環境保全意識の高揚に努めます。
- 学校緑化事業を順次推進します。
- 学校におけるリサイクル運動、資源ごみの回収を実施します。

第5章 計画の推進方策

5-1 推進・点検体制の整備

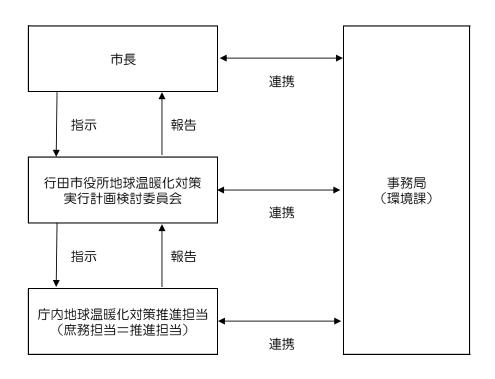
設定した目標を達成するため、各課所に環境推進担当を置き、実施状況の把握、点検、評価などを行います。

計画の推進体制

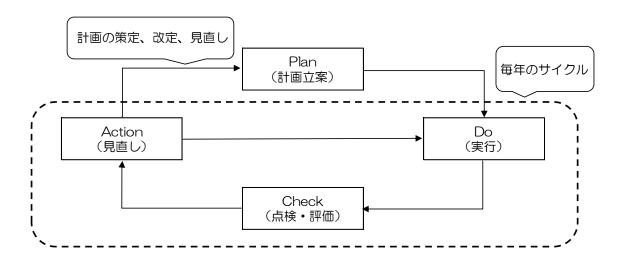
組織	概要
市長	実行計画の進捗状況等について、必要に応じて指示をします。
行田市役所地球温暖化対策	市が行う施策等を調査、研究するとともに、市が取り組んでい
実行計画検討委員会	る地球温暖化対策実行計画を検討します。
庁内地球温暖化対策 推進担当	日常的に課内の地球温暖化対策取組状況の調査を行います。

本実行計画の推進を図るためのマネジメントの考え方として、PDCA(Plan〔計画立案〕、Do〔実行〕、Check〔点検・評価〕、Action〔見直し〕)サイクルによる進行管理の徹底を図ります。

推進体制図



マネジメントサイクル



5-2 職員研修の推進

- 環境に関する職員研修を進めます。
- 各課所に、対前年の環境負荷の低減を進めるため、増加が見込まれる課所には、 具体的な対策を行うよう研修を進めます。

5-3 計画の点検・評価の方法

- 地球温暖化対策への取組状況の評価結果については、「行田市役所地球温暖化対策 取組状況報告」を毎年取りまとめて集計します。
- 取組状況の点検については、「温室効果ガス排出量算定のための活動量報告書」(様式1)及び「温暖化対策実施状況チェックリスト」(様式2)により、定期的かつ 一斉に行います。
- 取組状況の評価については、実施可能な範囲で定量化(数値化)による評価に努めます。

資料編

資料1 様式集

「温室効果ガス排出量算定のための活動量報告書」(様式1) 「温暖化対策実施状況チェックリスト」(様式2)

資料2 策定体制 行田市役所地球温暖化対策実行計画検討委員会

資料3 用語解説

資料1 様式集

【温室効果ガス排出量算定のための活動量報告書】

年間 3月 2月 田 12月 11月 10月 9月 医8 7月 6月 5月 4月 単位 k₩ m3Ē Ē km ķ Ē Ē Ē ₹ ø <u>8</u>0 <u>8</u>0 Ē Ē Ē 40 封入カーエアコンの使用(年間) 廃棄量(カーエアコンの廃棄) 電気使用量(一般電気事業者) 普通·小型乗用車 普通·小型乗用車 液化石油ガス(LPG) 液化天然ガス(LNG) 普通貨物車 小型貨物車 特殊用途車 普通貨物車 小型貨物車 特殊用途車 軽自動車 軽貨物車 都市ガス A重油 女 松田 調查項目 P.B HFC-134a **- ソ** 軽 洪 ガソ 燃料使用 自動車の走行量

様式 1

쫾名

【温暖化対策実施状況チェックリスト】

	12月 1月 2月 3月																				
	月 11月 12																				
	9月 10月																				
	7月 8月																				
	月 6月 7																				
	4月 5月																				-
	項目	①再生品利用ガイドラインの遵守	②A4判1枚程度の資料作成	③念のためのコピーの廃止	④コピー枚数	⑤電子メールによる文書配布	⑥電子掲示板の利用	⑦使用済み封筒の利用	⑧金具やホチキス針を紙からはずす	③水の有効利用	エネルギーの使用 ⑩昼休みの電源切断	①昼休みの一斉消灯	①残業の削減	①冷房時28°C、暖房時19°C	砂公用車の走行距離	低ノーカーデーの実施	⑥徒歩や自転車による出張	①アイドリングストップ、急発進	⑩空気圧など車両の適切な整備	⑩公共交通機関の利用	
課名	区分	用紙類の使用								水の使用	エネルギーの使用]

C:たまに実施できた D:ほとんど実施できなかった 注意:コピー機を所有していない場合の報告は不要です。 ※1 評価の基準は概ね次のとおりとする。A: おおむね実施した B: 実施した割合が多い※2 ④欄には、各月のコピー使用枚数を記入※3 ④欄には、各月の走行距離を記入

資料2 策定体制

行田市役所地球温暖化対策実行計画検討委員会

行田市役所地球温暖化対策実行計画検討委員会設置規程

平成 13年 11月 15日訓令第 17号

本庁

出先機関

各執行機関

議会事務局

公営企業

改正

平成24年12月21日訓令第13号 平成28年3月25日訓令第10号 平成30年3月26日訓令第8号 令和2年3月27日訓令第6号 令和3年3月31日訓令第10号 令和4年3月7日訓令第4号

行田市役所地球温暖化対策実行計画検討委員会設置規程

(設置)

第1条 地球温暖化対策について、市が行う施策等を調査、研究するとともに行田市役所地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)を検討するため、行田事務分掌規則(昭和44年規則第9号)第6条第1項の規定に基づき、行田市役所地球温暖化対策実行計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第3条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (職務従事の形態)
- 第4条 委員は、現所属のまま、必要の都度、委員会の職務に従事する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認められるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の会議の結果を必要に応じて市長に報告するものとする。

(設置期間)

第7条 委員会は、実行計画に関する調査、研究及び検討が完了するまでの間、設置するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年11月15日から施行する。

附 則(平成24年12月21日訓令第13号)

この訓令は、平成24年12月21日から施行する。

附 則(平成28年3月25日訓令第10号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日訓令第8号)

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則(令和2年3月27日訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令第10号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月7日訓令第4号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

部	職
総合政策部	財産管理課主幹
	企画政策課主幹
総務部	契約検査課主幹
市民生活部	交通対策課主幹
環境経済部	商工観光課主幹
	農政課主幹

健康福祉部	福祉課主幹
	子ども未来課主幹
	高齢者福祉課主幹
都市整備部	都市計画課主幹
	下水道課主幹
	水道課主幹
建設部	道路治水課主幹
	営繕課主幹
教育委員会	教育総務課主幹
消防本部	消防総務課主幹
議会事務局	議会事務局主幹

資料3 用語解説

あ行	A 重油、B 重	重油は、粘度や硫黄分含有量によって、A 重油、B 重油、C 重油に
	油	分類されます。
		A 重油は硫黄含有率が 2%以下と規定されており、B 重油、C 重
		油に比べると、燃焼時の硫黄酸化物の発生量は少なくなります。昭和
		40 年代から、硫黄分の比較的少ない A 重油の割合が増えており、B
		重油やC重油はほとんど使われなくなりました。
	液化石油ガス	LPG は、プロパンとブタンを主成分とする炭素と水素の化合物で
	(LPG)	す。いわゆるプロパンガスとして家庭用に普及しています。石油や石
		炭に比べて二酸化炭素の発生量も少なく、硫黄や窒素を含まないク
		リーンなエネルギーです。
	液化天然ガス	メタンが主成分の天然ガスに加圧、マイナス 162℃に冷却し、液
	(LNG)	化したものです。LNG は、液化の際に硫黄化合物が取り除かれるた
		め、燃焼させても硫黄化合物が発生せず、石油や石炭に比べて二酸化
		炭素の発生量も少ないクリーンなエネルギーです。
	エコドライブ	エコドライブ(環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用)の普及、
	普及連絡会	推進のため、平成 15 年度に警察庁、経済産業省、国土交通省、環境
		省を関係省庁として設置されました。「エコドライブ 10 のすすめ」
		や「エコドライブ普及・推進アクションプラン」を策定し、エコドラ
		イブの普及、推進に努めています。
	エコドライブ	エコドライブ普及連絡会が、エコドライブのために推奨すべきこ
	10 のすすめ	ととして平成 15 年度に策定し、平成 24 年度及び令和 2 年度に改
		定したものです。アイドリングストップや、適正な点検・整備の実施、
		迷惑駐車の禁止など 10 の項目があります。
	エコマテリア	優れた機能や特性を持ちながら、人にも環境にもやさしい材料の
	ル	ことです。リサイクルできる材料や、有害物質を含まない材料、少量
		で高い性能を発揮する高効率、省資源な材料などがあります。
	オゾン層	地上 10~50 kmの高層の大気にあるオゾンの層のことです。太陽
		光線を受けて酸素から生成されるオゾン層は、有害な紫外線を吸収
		しています。そのため、フロンなどによって破壊されると、皮膚がん
		の増加や生態系への影響が生じると考えられています。
	温室効果ガス	太陽放射によって暖められた熱が宇宙に逃げる際に、その一部を
		吸収し、地球を温室のように暖める性質を持つ気体のことです。二酸
		化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などがあります。

-		
か行	カーボンニュ	温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること。2020年 10 月、
	ートラル	政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにす
		る、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全
		体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガ
		スの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差引
		いて、合計を実質的にゼロにすることです。
	環境配慮契約	製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少な
	(グリーン契	くなるように契約することです。平成 19 年 11 月に施行された「国
	約)	等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関
		する法律」において、地方公共団体は努力義務として環境負荷の削
		減や持続可能な社会の構築のための具体的な取組みを促していま
		ुं व
		グリーン購入と同様に、調達者自身の環境負荷を下げるだけでな
		く、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促す
		ことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を
		持っています。
	気候変動に関	IPCC は、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策につ
	する政府間パ	いて、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行
	ネル (IPCC)	うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気
		象機関(WMO)により設立された組織のことです。
	気候変動枠組	地球温暖化防止の枠組みと具体的ルールを協議するために、気候
	条約締約国会	変動枠組条約の採択国が開催する会議のことです。平成7年3月に
	議(COP)	ベルリンで第1回締約国会議(COP1)を開き、平成9年の第3回
		京都会議(COP3)では、先進国全体の具体的な温室効果ガス削減
		目標を含む「京都議定書」を採択しました。平成 27 年の COP21
		では、京都議定書に代わる国際的な枠組みである「パリ協定」が採
		択され、先進国、途上国を含めたすべての参加国に、温室効果ガス
		の排出削減の努力を求めています。
	九都県市指定	首都圏の広域的課題に取組む九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、
	低公害車	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市)にお
		いて、電気自動車などのみでなく、一般に販売されているガソリン
		自動車やディーゼル自動車であっても、窒素酸化物などの排出量が
		少ない低公害な自動車として指定したもののことです。
	グリーン購入	商品などを購入する際に、再生品やごみになりにくい製品など、
		環境への負荷の少ない製品を選んで、優先的に購入することです。

	1	
		平成8年2月に、企業、行政機関、民間団体からなる「グリーン購
		入ネットワーク」(GPN)が形成され、積極的な取組が進められてい
		ます。また、グリーン購入を推進するため、平成 13 年 1 月に施行
		された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」には、
		環境物品への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業
		者及び国民の基本的な責務が規定されています。
		グリーン購入は、購入者自身の活動を環境にやさしいものにする
		だけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すこ
		とで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。
	GX(グリーン	Green Transfomation の略。化石燃料ではなく太陽光発電など
	トランスフォ	のクリーンエネルギーを利用し経済社会システムや産業構造を変革
	ーメーション)	して温室効果ガスの排出削減と産業競争力向上の両立を目指す概念
		です。
さ行	再生可能エネ	再生可能エネルギーは、「エネルギー供給事業者による非化石エネ
	ルギー	ルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関す
		る法律」で、エネルギー源として永続的に利用することができると
		認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気
		中の熱その他自然界に存する熱、バイオマスと定められています。
		再生可能エネルギーは、資源を繰り返し使え、発電や熱の利用の際
		に、二酸化炭素をほとんど排出しないクリーンなエネルギーです。
	ZEB (Net	先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の
	Zero Energy	採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システム
	Building) (ゼ	の導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化
	ブ)	 を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネ
		ルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼ
		ロとすることを目指した建築物(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)
		を指します。詳細は環境省「ZEB PORTAL」を参照ください。
た行	代替フロン	特定フロンはオゾン層の破壊を引き起こすことから、その代わり
		として半導体の製造過程や冷蔵庫などに利用されている物質です。
		 代替フロンには、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイ
		ドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC) があ
		ります。代替フロンはオゾン層の破壊力は低いものの、二酸化炭素
		 に比べて強い温室効果を示すことから、地球温暖化対策の面から削
		減が必要とされている。
	<u> </u>	I .

	地球温暖化対	地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び
	策の推進に関	国民の責務などを定めた法律です。平成 10 年 10 月に公布され、
	する法律 	平成 11 年 4 月に全面施行されました。地方公共団体には、事務、
		事業に関し、温室効果ガスの排出抑制に関する実行計画を策定し、
		実施状況を公表する義務が定められています。
		令和 3 年 5 月に改正され、2050 年までの脱炭素社会の実現を
		旨とする基本理念が明記されました。
	天然ガス	天然ガスは、メタンを主成分とした不純物を含まない可燃性ガス
	(CNG)	です。大気を汚染する硫黄酸化物やばい煙を発生させず、酸性雨や
		人体への影響が問題となる窒素酸化物の発生も比較的少量です。(→
		液化天然ガス)
	都市ガス	都市ガスは、天然ガスや LPG などの原料から製造されています。
		都市ガスの主原料である天然ガスは、他の化石燃料に比べ、燃焼時
		の二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物の発生量が少なく、環境に
		やさしいエネルギーです。(→天然ガス、液化石油ガス)
は行	パリ協定	パリ協定は、2020年以降の気候変動問題に関する国際的枠組み
		で、平成 27 年にパリで開催された COP21 で採択されました。
		世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ、2℃より十分低く
		 保ち、1.5℃に抑える努力をする。また、できる限り早く温室効果ガ
		 スの排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガスの排
		 出量と森林などによる吸収量のバランスをとるという世界共通の長
		 期目標を掲げています。
		 京都議定書では、先進国のみに対して定められた削減目標が課さ
		 れていましたが、パリ協定は、途上国も含め、すべての参加国に排
		 出削減の努力を求めています。また、削減、抑制目標を、各国の実
		情を織り込み、自主的に策定することが可能になりました。
	BEMS	①受入、②変換・搬送、及び③消費のそれぞれのポイントにおい
	(Building	て、使用するエネルギーを用途別・設備別等で計測することにより、
	and Energy	建物内で使用する電力等のエネルギー使用量を計測し、導入拠点や
	Management	遠隔での「見える化」を図り、空調・照明機器等の「制御」を効率
	System) (よく行うエネルギー管理システムをいいます。BEMSの計測・制
	ムス)	御により、空調熱源効率やポンプ搬送効率などの機器単位ではなく、
		空調システム全体の効率を最適化しエネルギー消費効率を向上する
		ことが可能となります。 具体的には、エネルギーの変換・搬送(例:
		空調の熱源機、ポンプ等)と 、消費(例:空調機)の間のエネルギ

	ー需給の不一致(出力過剰等)を適正化することが可能となります。
	詳細は国立環境研究所「ビルエネルギーマネジメントシステム
	(BEMS)」を参照ください。
フロン	炭素、フッ素、塩素などの化合物の総称で、洗浄剤、冷媒、発泡
	剤などに使用されています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフ
	ロンについては、特定フロンに指定され、生産が全廃されています。
緑のカーテン	緑のカーテンは、ゴーヤやアサガオなどのツル性植物を窓や外壁
	に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもののこ
	とです。日差しをさえぎって室内温度の上昇を抑えたり、植物の蒸
	散作用により周囲の温度を下げる効果もあります。
4R	4Rは、Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リ
	サイクル)、Refuse(リフューズ)の頭文字を表します。
	リデュースは、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃
	棄されることが少なくなるように、ものを製造、加工、販売をする
	ことです。リユースは、使用済みになっても、もう一度使えるもの
	は廃棄せず、再使用することです。リサイクルは、再使用ができず
	に、または再使用後に廃棄されたものを、再生資源として再生利用
	することです。リフューズは、不要なものを買わない、余計な包装
	をしないなど、ごみの発生自体を抑制することです。
	緑のカーテン

第5次行田市役所地球温暖化対策実行計画

令和5年3月発行

発 行 行田市

編集行田市環境経済部環境課

〒361-0031

埼玉県行田市緑町 13番 12号

電 話(048)556-9530

FAX (048) 553-0792